

# 『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会・天竜エリア連絡会』

## 令和6年度 第1回合同エリア全体会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月13日（木） 13:30～16:00

2. 場所 天竜厚生会研修センター2階 第1研修室

3. 出席者（敬称略）

### ◆浜北エリア連絡会

#### 【構成員】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	計画相談	社会福祉法人聖隷福祉事業団 相談支援事業所浜松東	所長	都筑 雄一
2	社協	浜松市社会福祉協議会 浜北地区センター	副地区センター長	富田 真理恵
3	当事者（団体）	浜松市浜北手をつなぐ育成会	会長	伊藤 基久
4	当事者（団体）	浜松地区肢体不自由児親の会	副理事	村松 真奈美
5	教育関係	静岡県立浜北特別支援学校	特別支援課長 特別支援教育コーディネーター	立部 啓子
6	教育関係	浜松市立新原小学校	スクールソーシャルワーカー	鈴木 洋貴
7	医療関係	独立行政法人国立病院機構 天竜病院	療育指導室長	藤森 豊
8	事業所（こども）	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 児童発達支援センター「ひまわり」	施設長	太田 裕子
9	事業所（入所）	社会福祉法人小羊学園 法人本部	浜松地区事業推進部長兼 オリーブの樹・わかな施設長	古橋 誠
10	事業所（通所・児）	株式会社Gree グリーピースII・Nursery グリーピースToys・Switch	取締役 管理者兼 児童発達支援管理責任者	辻村 幸弥
11	事業所（通所・者）	社会福祉法人たちばな会 たちばな授産所	サービス管理責任者	大倉 ゆかり
12	地域	浜松市浜名区浜北民生委員児童委員協議会	障害福祉部会会長	藤原 修

#### 【事務局】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	大柳豆 勇太
2	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	山本 昂哉
3	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	高橋 誠
4	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	鈴木 里緒奈
5	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長	北村 聡
6	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長補佐	恒川 洋代
7	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ長	島田 佐栄実
8	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ	影山 道規

#### 【オブザーバー】

1	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	後藤 翔一朗
2	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	野島 和樹

◆天竜エリア連絡会

【構成員】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	計画相談	社会福祉法人天竜厚生会 相談支援事業所さずな	主任	町田 敬太
2	社協	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 天竜地区センター	副センター長	永井 紀子
3	当事者（団体）	浜松市浜北手をつなぐ育成会	障害者相談員	渥美 伸子
4	教育関係	静岡県立天竜特別支援学校	校長	湯本 健治
5	教育関係	浜松市立光明小学校	スクールソーシャルワーカー	後藤 幸一郎
6	医療関係	浜松市国民健康保険佐久間病院	支援室長	守下 聖
7	事業所（入所）	社会福祉法人天竜厚生会 施設サービス事業部入所支援課	課長	疋田 光二
8	事業所（通所・者）	特定非営利活動法人 せきれい 就労継続支援B型事業所 作業所せきれい	施設長	大石 玲子
9	地域	浜松市天竜区民生委員児童委員協議会	副会長	柳田 温

【事務局】

1	事務局	浜松市天竜障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	那須 将司
2	事務局	浜松市天竜障がい者相談支援センター	相談員	小木 美澄
3	事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	天竜福祉事業所長 課長事務取扱	芦澤 信之
4	事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	課長補佐	小栗 康治
5	事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ長	杉本 太司
6	事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ	戸塚 美幸

【オブザーバー】

1	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	小杉 美巳
2	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	野島 和樹

< 欠席者 >

- ・静岡県立天竜特別支援学校：湯本 健治氏

◆傍聴人（会場・オンライン） 31名

## 4. 内容

### 【報告事項】

- (1) 令和5年度 相談実績について
- (2) 浜松市障がい者相談支援センター体制について

### 【議事】

- (1) 浜松市障がい者自立支援協議会（エリア連絡会）について
- (2) 浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会 今後の活動の方向性について
  - ・浜北ネットワーク部会（浜北エリア連絡会）
  - ・地区部会（天竜エリア連絡会）
  - ・啓発部会（浜北エリア連絡会／天竜エリア連絡会）

5. 会議録作成者 浜名福祉事業所社会福祉課 障害福祉グループ 島田

## 6. 会議記録

### 【報告事項】

#### (1) 令和5年度 相談実績について

(伊藤委員)

困難事例については社会福祉法人（福祉）のみでは解決できないケースもあると思うが、そのようなケースについてはこのような場で協議するのが望ましいと思う。具体的な困難事例をこの場で報告いただきつつ、解決は難しいかもしれないが、この場で協議できるような仕組みを設けてほしい。もし、具体的なケースがあれば報告いただきたい。

(事務局)

アルコール中毒（手帳不所持）で経済的な課題もあるケースを紹介。障害保健福祉課やつながり浜北が介入しつつ、家事援助で地区社協を紹介したり自治会への加入を促したりもした。地域の人を巻き込むような支援体制を意識した。

(伊藤委員)

特に天竜地区は人口減少が深刻であり、さらに社会資源も不足している。5年10年先の事を今考えていかないと手遅れになると思われる。福祉業界のみではやりきれない部分もあるため、様々な機関で協議が必要ではないかと思う。

(正田委員)

浜北エリアの部分での質問。スライド10の実績のなかで、学校からの新規件数が増加しているが、その原因は何か？

(事務局)

日々のケースワークの中で、SSWとの関わりも多くなってきていること。また、会議等で顔を合わせる機会も多く、互いに相談がしやすい関係性も築けている。複合的な課題を抱える世帯（障害のある子のみならず親御さんに障害があるケース）についてもアンテナを高くしてくれており、そのようなケースについても積極的に相談していただいている。

(正田委員)

北浜地区が最も新規件数が多くなっているが、数字から見える考察はあるか？

(事務局)

社会資源が潤っており、公共交通機関も整っているため、住まいとして選ばれ人口増加にも繋がっていると考える。ただ一方で、同じ北浜地区でも天竜川手前の地域は公共交通機関が整っておらず移動手段に関して課題があると感じる。

(疋田委員)

メールによる相談件数が多いが、初回の相談（入口部分）からメールでの問い合わせや相談はあるのか？また、センターへの問い合わせに関する広報について具体的な取り組みがあれば教えていただきたい。

(事務局)

初回相談でメールを活用するケースはほぼない。継続ケースにおいて、本人や家族、関係機関とのやりとりでメールを活用して対応している。

(疋田委員)

メールの活用については、相談者の状況により善し悪しはあるが有効的な手段であると考えられるため、善し悪しあることも含め広報周知してほしいし、エリアのみならず全市的な取り組みとして考えてほしい。

(藤森委員)

医療的ケア児者の相談者について。実績からみると件数が少ないと思われるが相談の現状について教えていただきたい。

(事務局)

医療的ケア児者のケースはそこまで多くない。1～2件ぐらいだと思われる。具体的なケースとしては、導尿をされている方で就労サービスにつないだケースがあった。医療的ケア児者については、すでに計画相談が関わっているケースも多く、委託センターへの問い合わせも少ないと思われる。

(古橋委員)

関係機関との連携について。計画相談への移管件数はどれくらいあるか？また、対応困難なケースについて基幹相談への相談状況について伺いたい。

(事務局)

計画相談への移管件数について具体的な件数はこの場では報告が難しい。基幹相談への相談件数はそこまで多くないものの、毎月開催している事例検討会にて支援に苦慮しているケースについての事例検討を実施している。

(古橋委員)

相談支援体制（基幹・委託・計画）については今後もより密にしていきたい、地域課題の解決に向けた取り組みに繋げていただきたい。

天竜区においては中山間地域特有の課題（交通手段、社会資源の乏しさなど）があるが、委託センターから上がってきた課題に対して行政はどのような対応をしているか？

(事務局：天竜福祉事業所長)

中山間地域計画を策定している。様々な部署にてワーキンググループを設け検討している。天竜区の場合は特に高齢化が深刻。ただ、そのなかで障害児者にも目を向け検討していく。

## (2) 浜松市障がい者相談支援センターについて

(伊藤委員)

育成会の会合にも出席する機会があり、そのなかで他市町の障がい者相談支援センターが十分に機能していない実情を伺った（虐待対応における不十分さ）。浜松市においては障がい者相談支援センターを評価する機会があるのか？

(事務局)

委託評価（自己評価・第三者評価）について説明。

(基幹相談)

評価については市のHPでも公開されている。虐待対応については、手引書も整備されスキームに則り、行政と委託センターとの共同で対応している。また、進捗管理の場も設けている。

## 【議事】

### (1) 浜松市障がい者自立支援協議会（エリア連絡会）について

(古橋委員)

会則第5条(3)部会・活動について。その他必要に応じて部会や活動を立ち上げるなどの文言を加えるのはいかがか。

(事務局)

文言を追加していく。基本的には課題検討部会にて個別のケースから地域課題の抽出という流れを取っていくが、必要に応じて部会や活動等の設置も検討する。

(藤原委員)

第7条(構成員の任期)について。任期が3年とあるが、どのタイミングからの3年なのか。また、民生委員の改選もあるなかで、例えば私自身が民生委員を担わなくなった場合はどのような対応をすればよいか。

(事務局)

任期については、今年度からの任期。構成員の変更については、後任の方を選出いただき残任期間を任期として対応していただく。

### (2) 浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会 今後の活動の方向性について

#### ★浜北ネットワーク部会

(伊藤委員)

ネットワーク作りのなかで勉強会や研修会、スキルアップの機会を通して繋がりをもっていくような内容かと思われるが、もっと気軽に実施できるとよい。例えば浜北フォーラムなどの取り組みを参考にさせていただいてもいいし、共同で開催してもいいかと思う。また、浜北特別支援学校の体育館を借りて事業所説明会なども開催され、現在は福祉事業所フェアという形で開催に至っている経過もある。そのような機会を通じて人と人との繋がりも持てればと思う。

(事務局)

目的や内容については崩さず、参加しやすい仕掛けづくりは事務局としても意識していきたい。人と人との繋がりの部分については、啓発活動にも付随する内容であると感じている。

(辻村委員)

他のエリアで子ども部会が組織されており、横のつながりもできていると聞いている。自身の事業所単位で見たときに、事業所のみでは解決できない課題もあり、様々な支援機関が関わるなかで解決に向けた取り組みをしている。そのような仕組みが子ども部会などの機会にできるとよい。

(事務局)

まずは浜北ネットワーク部会で横の繋がりを作りつつ形作っていききたい。そのような場で具体的な困り感なども発信していただきつつ、検討の場についても協議していきたい。

(太田委員)

本日、子ども部会(浜松市障がい者自立支援協議会専門部会)に参加。乳幼児期からの関わりや支援を検討するなかで、強度行動障害等の二次障害も防げるかもしれない。市協議会やエリア連絡会など様々な会議体に参加してきたが、各々の思いがフランクに出し合える場も大事であり、各会議体との連動性についても意識できるとよい。

(都筑委員)

就労部会(浜松市障がい者自立支援協議会専門部会)に構成員として参加している。この部会の内容についてエリア連絡会への共有の場を設けていただけるとよい。

(事務局)

市協議会とエリア連絡会との連動性という意味では大事な視点である。

## ★地区部会

(後藤委員)

他市町で自立支援協議会に参加した経緯がある。浜松市においては初めて。協議会の大きな役割としては、政策提言や困難事例に対して多職種連携での解決に向けた取り組みであると考えている。天竜区は圧倒的に社会資源が乏しい地域である。一つの支援機関のみが動いたとしても限界はあるため、より多職種連携を意識した取り組みをしていただきたい。また、利用しなくても利用できない状況もあり、具体的には児童クラブや放課後等デイサービスの充実を望んでいる。子どものみならず親のレスパイトという点においても何かしら検討できるとよい。

(事務局)

天竜区は社会資源が乏しい。特に子どもに関しては支援者も少なく、それぞれの支援機関が対応をしている状況。地域の課題について地域で一緒に考えていけるような仕組みづくりをしていきたい。子ども食堂や学習支援などインフォーマルな支援を活用することも大切だが、そのような支援を我々もしっかり理解していかなければならないと考えている。

(伊藤委員)

以前、浜北区自立支援連絡会において社会資源マップを作製したこともあった。天竜区でも同様に取組めればよいと思う。障害福祉サービスのみならず、地域の力も仰いでいく必要がある。具体的には定年を迎えた方にボランティアとして障がいのある子の面倒をみていただくなど。浜松市内における療育手帳の所持者が増加している。ここ5年間で1,000人ほどの増加。高齢化も進むなかで、支える側も限界がくるであろうと思われる。天竜区は比較的地域で協力し合える地域であると思われる。教育機関の敷居が高いと感じる。教育機関や行政も一緒になって考えていただきたい。

## ★啓発活動

(永井委員)

コロナ以降、イベントが徐々に復活している。今後は共同できる場所は共同しつつ活動に繋がるとよい。今年度から天竜センターが天竜保健福祉センター内に設置されたが、先日、天竜センターの相談者が相談後に社協の掲示物をみてイベントに参加したいとの申し出があった。特別な啓発でなくても、既存のイベントに自然に障害のある方が参加できるような仕組みがあってもよいと思う。CSWの立場としても、地域でどのような取り組みをしたらより良い啓発につながるかを模索している。

(富田委員)

お寺がやっているマルシェがある。運営者も家族に障害を持つ親族がいるとのことで、障害の有無に関わらずだれでも参加できるようなイベントを開催している。そのような場も活用させていただくと良いのではないかと。

(伊藤委員)

教育機関を巻き込めるような取り組みをしてほしい。福祉と教育で協力し合えると良い。

(立部委員)

誰に何を知ってもらいたいが重要。浜北特別支援学校では、学校間交流で浜名高校との交流の機会がある。美術部の生徒が来校されて絵を描いたり、販売会なども実施。同世代の生徒との交流を通じて互いに理解し合う場となっている。また、先日プレ葉ウォークにて作品展示を開催した。啓発を実施するにしても、目的をしっかり持ちつつ実施できると良い。

(鈴木委員)

SSWが効率の小中学校に介入し始めて15年程が経過。これまでの経緯から学校内で授業に出られない子に対しては『困った子』というような反応から『困っている子』という福祉的な

視点を持って接することができるようになっている。福祉教育については天竜厚生会では積極的に取り組まれているが、いわゆる目に見える障害に特化した、車椅子体験や展示、白杖を使うなどパッケージ化されている。目に見えない障害の部分についても取り上げる必要があると考えている。

(古橋委員)

南エリア連絡会では、子どもに対する障害理解の機会として天竜厚生会いじめを会場に開催を予定している。地域住民に対しての啓発にも繋げていく。

また、株式会社トップ（保険会社）が障害者アートに注目しており、カレンダーのイラストに障害者アートを採用している。イオンモールでの啓発も実施している。この点で重要なのは企業が積極的に障害の啓発をしているところである。

(事務局)

他の部会でも教育機関との共同については話題に挙がっており、必須であると考えている。

『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会・天竜エリア連絡会』  
令和6年度 第1回 合同エリア全体会  
次第

日時：令和6年6月13日（木）

13時30分～16時00

会場：天竜厚生会研修センター2階  
第1研修室

1 開会

あいさつ（浜名福祉事業所社会福祉課長：北村 聡）

2 自己紹介

3 報告事項

（1）令和5年度 相談実績について …… 資料1

休 憩

（2）浜松市障がい者相談支援センター体制について …… 資料2

（3）浜松市障がい者自立支援協議会（エリア連絡会）について …… 資料3(別紙1)

4 議事

（1）浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会 今後の活動の方向性について …… 資料4

5 その他

5 閉会

【配付資料】

- ◆エリア全体会 次第
- ◆エリア全体会構成員名簿
- ◆エリア全体会構成員座席表
- ◆エリア連絡会組織図（浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会）
- ◆会則（浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会）
- ◆資料1 『令和5年度浜北・天竜障がい者相談支援センター 相談実績報告』
- ◆資料2 『浜松市障がい者相談支援センター体制について』
- ◆資料3 『浜松市障がい者自立支援協議会（浜北エリア連絡会/天竜エリア連絡会）について』
- ◆資料4 『(議事) 浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会 今後の活動の方向性について』
- ◆別紙1 『令和6年度 エリア連絡会の活動について』



『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会・天竜エリア連絡会』

令和6年度 第1回 合同エリア全体会

(事務局用 次第)

日時：令和6年6月13日（木）

13時30分～16時00

会場：天竜厚生会研修センター2階

第1研修室

1 開会

あいさつ（浜名福祉事業所社会福祉課長：北村 聡）【13：30～13：35】

2 自己紹介【13：35～13：50】

3 報告事項

(1) 令和5年度 相談実績について …… 資料1 【13：50～14：20】

休 憩【14：20～14：30】

(2) 浜松市障がい者相談支援センター体制について …… 資料2 【14：30～14：35】

(3) 浜松市障がい者自立支援協議会（エリア連絡会）について …… 資料3(別紙1)  
【14：35～14：55】

4 議事

(1) 浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会 今後の活動の方向性について …… 資料4  
【14：55～15：55】

5 その他【15：55～16：00】

5 閉会

【配付資料】

- ◆エリア全体会 次第
- ◆エリア全体会構成員名簿
- ◆エリア全体会構成員座席表
- ◆エリア連絡会組織図（浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会）
- ◆会則（浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会）
- ◆資料1 『令和5年度浜北・天竜障がい者相談支援センター 相談実績報告』
- ◆資料2 『浜松市障がい者相談支援センター体制について』
- ◆資料3 『浜松市障がい者自立支援協議会（浜北エリア連絡会/天竜エリア連絡会）について』
- ◆資料4 『(議事) 浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会 今後の活動の方向性について』
- ◆別紙1 『令和6年度 エリア連絡会の活動について』



『浜松市障がい者自立支援協議会 天竜エリア連絡会』

令和6年度 エリア全体会構成員名簿

【 構成員 】

令和6年6月1日現在

カテゴリー	所属	役職	構成員
1 計画相談	社会福祉法人天竜厚生会 相談支援事業所きずな	主任	町田 敬太
2 社協	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 天竜地区センター	副センター長	永井 紀子
3 当事者（団体）	※行政より確認中		
4 教育関係	静岡県立天竜特別支援学校	校長	湯本 健治
5 教育関係	浜松市立光明小学校	スクールソーシャルワーカー	後藤 幸一郎
6 医療関係	浜松市国民健康保険佐久間病院	支援室長	守下 聖
7 事業所（入所）	社会福祉法人天竜厚生会 施設サービス事業部入所支援課	課長	疋田 光二
8 事業所（通所・者）	特定非営利活動法人 せきれい 就労継続支援B型事業所 作業所せきれい	施設長	大石 玲子
9 地域	浜松市天竜区民生委員児童委員協議会	副会長	柳田 温

【 事務局 】

1 事務局	浜松市天竜障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	那須 将司
2 事務局	浜松市天竜障がい者相談支援センター	相談員	小木 美澄
3 事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	天竜福祉事業所長 課長事務取扱	芦澤 信之
4 事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	課長補佐	小栗 康治
5 事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ長	杉本 太司
6 事務局	浜松市天竜福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ	戸塚 美幸

1 エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	小杉 芙巳
2 エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	野島 和樹

※上記以外に、エリア全体会の議題により、エリア事務局より参加を要請または会議への希望者があった場合は、参加を調整する



## 『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会』

## 令和6年度 エリア全体会構成員名簿

【 構成員 】

令和6年6月1日現在

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	計画相談	社会福祉法人聖隷福祉事業団 相談支援事業所浜松東	所長	都筑 雄一
2	社協	浜松市社会福祉協議会 浜北地区センター	副地区センター長	富田 真理恵
3	当事者（団体）	浜松市浜北手をつなぐ育成会	会長	伊藤 基久
4	当事者（団体）	浜松地区肢体不自由親親の会	副理事	村松 真奈美
5	教育関係	静岡県立浜北特別支援学校	特別支援課長 特別支援教育コーディネーター	立部 啓子
6	教育関係	浜松市教育委員会	スクールソーシャルワーカー	鈴木 洋貴
7	医療関係	独立行政法人国立病院機構 天竜病院	療育指導室長	藤森 豊
8	事業所（こども）	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 児童発達支援センター「ひまわり」	施設長	太田 裕子
9	事業所（入所）	社会福祉法人小羊学園 法人本部	浜松地区事業推進部長兼 オリーブの樹・わかな施設長	古橋 誠
10	事業所（通所・児）	株式会社Gree グリーピースII・Nursery グリーピースToys・Switch	取締役 管理者兼 児童発達支援管理責任者	辻村 幸弥
11	事業所（通所・者）	社会福祉法人たちばな会 たちばな授産所	サービス管理責任者	大倉 ゆかり
12	地域	浜松市浜名区浜北民生委員児童委員協議会	障害福祉部会長	藤原 修

【 事務局 】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	大柳豆 勇太
2	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	山本 昂哉
3	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	高橋 誠
4	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	鈴木 里緒奈
5	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長	北村 聡
6	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長補佐	恒川 洋代
7	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ長	島田 佐栄実
8	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ	影山 道規

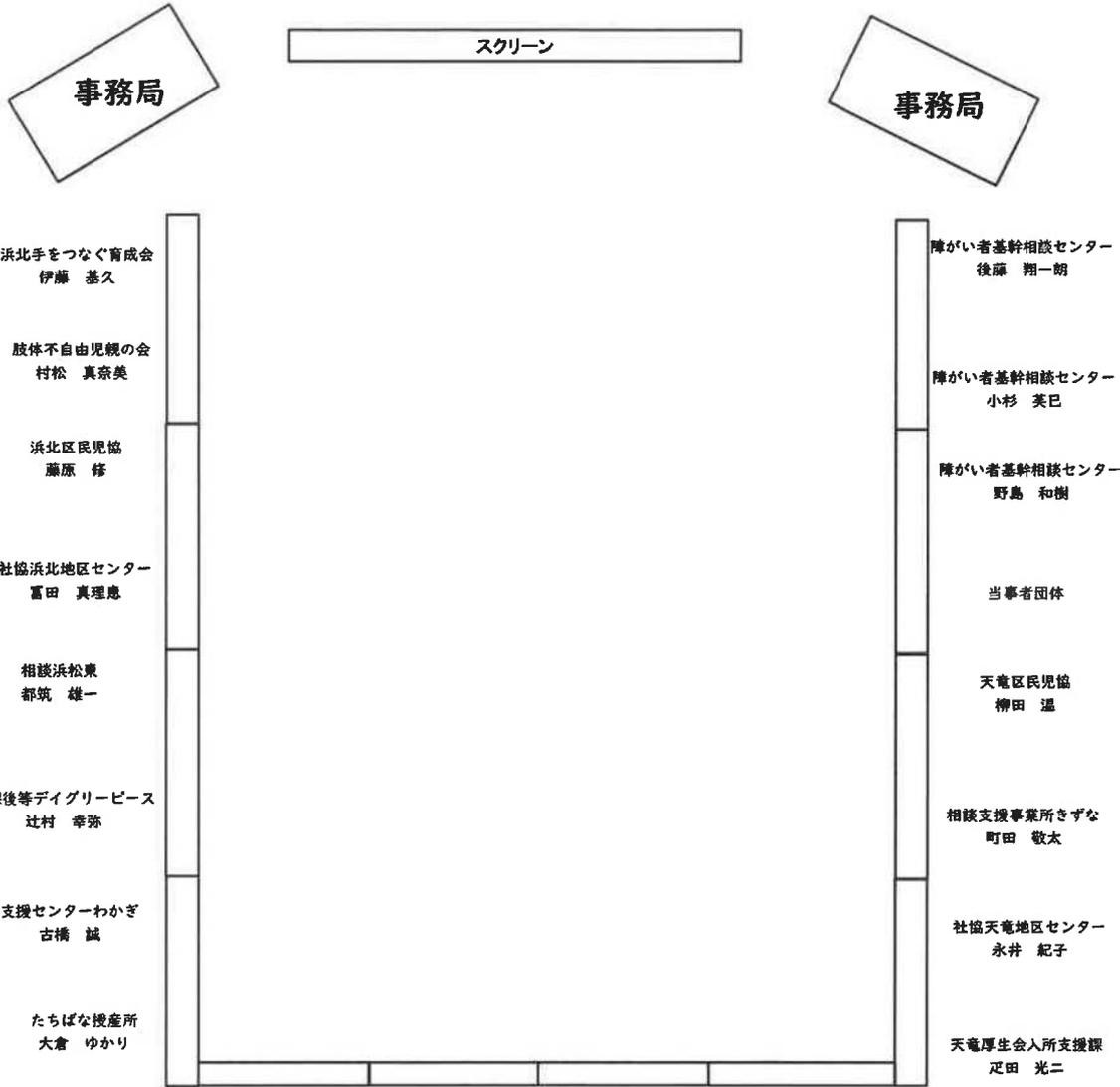
1	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	後藤 翔一郎
2	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	野島 和樹

※上記以外に、エリア全体会の議題により、エリア事務局より参加を要請または会議への希望者があった場合は、参加を調整する



令和6年度 第1回 浜北・天竜合同エリア全体会 座席表 (敬称略)

令和6年6月13日 (木) 13:30~16:00 天竜厚生会研修センター 第1研修室



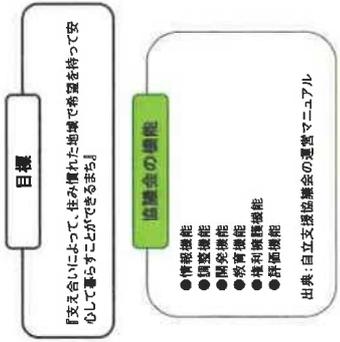
児支センター 天竜病院 浜北特別 中瀬小学校 光明中学校 天竜特別 佐久間病院 作業所せきれい  
 ひまわり 療育指導室 支援学校 鈴木 洋貴 後藤 幸一郎 支援学校 守下 聖 大石 玲子  
 太田 裕子 藤森 豊 立部 啓子 湯本 健治

傍聴席 (〇名)

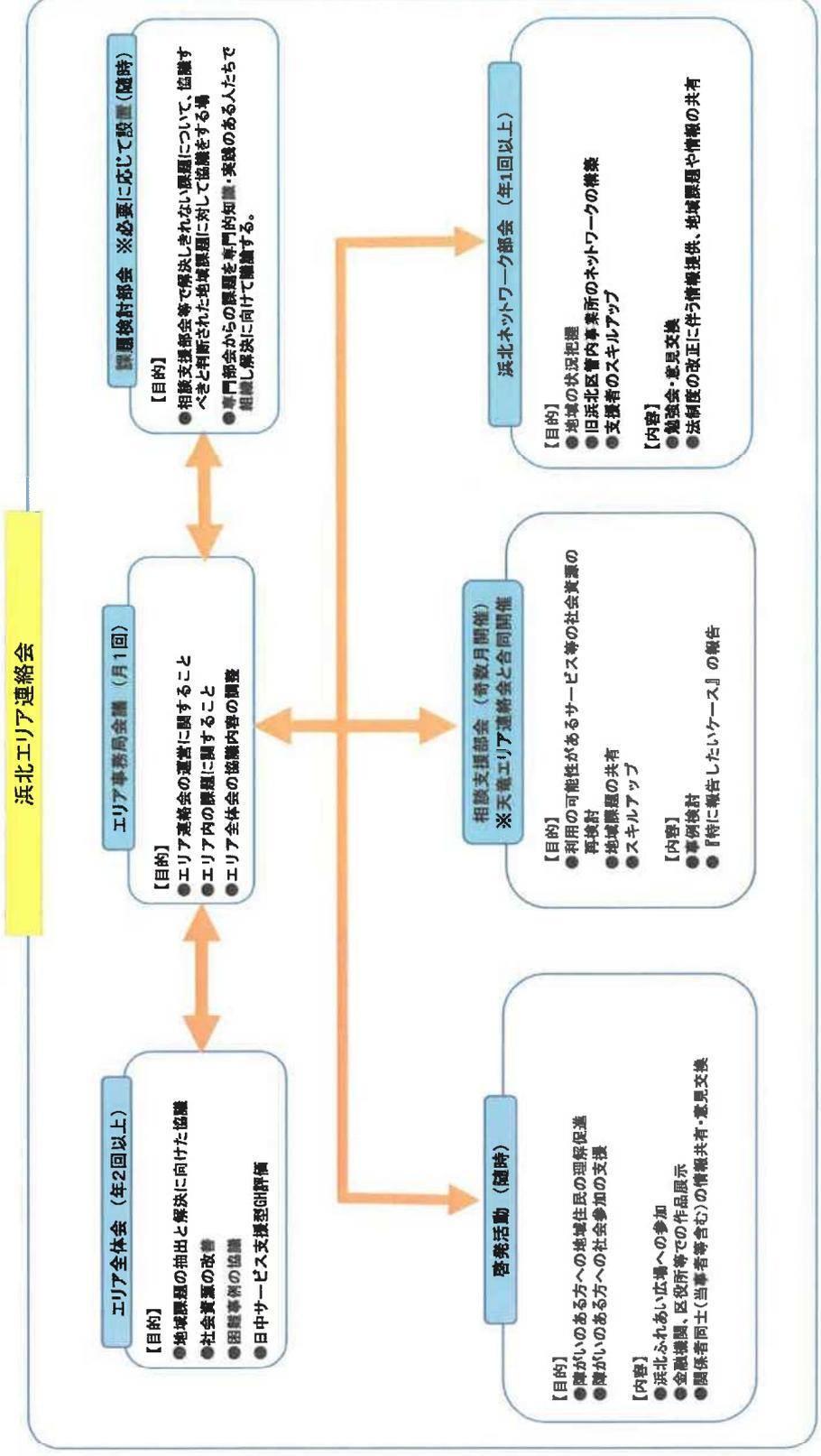
入り口



# 令和6年度 浜北エリア連絡会組織図(案)



※1 専門部会とエリアの部会等との連携については、エリア事務局会議にて調整。必要に応じて部会化する。(課題検討部会)









## 浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会 会則 (案)

### (目的)

第1条 この会則は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱第2条に規定するエリア連絡会に  
関して必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会(以下「浜北エリア連絡会」という。)  
は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱第7条に基づき設置する。

### (組織)

第3条 浜北エリア連絡会は、当事者、民生委員児童委員、障害福祉サービス事業所、相談支援  
専門員(主任相談支援専門員)、教育機関、医療機関、障がい者相談員、社会福祉協議会等、な  
らびに浜松市浜北障がい者相談支援センター(以下「浜北センター」という。)及び浜名福祉事  
業所社会福祉課をもって組織する。

2 浜北エリア連絡会の構成員は、事務局にて選出する。

3 浜北エリア連絡会の組織は、別紙「浜北エリア連絡会組織図」に定める。

### (事務局)

第4条 浜北エリア連絡会に事務局を置く。事務局は、浜北センター及び浜名福祉事業所社会福  
祉課をもって組織する。

### (会議の開催)

第5条 浜北エリア連絡会は、次の会議を開催する。

(1) エリア全体会 年2回以上

(2) エリア事務局会議 月1回

(3) 部会・活動

① 相談支援部会 2ヶ月に1回(奇数月)※天竜エリア連絡会と合同開催

② 浜北ネットワーク部会 年1回以上

③ 課題検討部会 随時

④ 啓発活動 随時

2 必要に応じて、第3条の構成員以外の関係者等を前項の会議に出席を求めることができる。

3 会議の開催は、必要に応じて、随時開催できる。

### (会議の構成員)

第6条 各会議の構成員は、別紙「構成員名簿」に定める。

(構成員の任期)

第7条 浜北エリア連絡会構成員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第8条 浜北エリア連絡会の会議の運営は、浜北センターが主となって行う。

(会議の記録)

第9条 浜北エリア連絡会の会議録の作成及びその他記録は、浜名福祉事業所社会福祉課が行う。

(守秘義務)

第10条 浜北エリア連絡会に出席した者は、正当な理由がなく、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。浜北エリア連絡会の職を退いた後も同様とする。

(細目)

第11条 この会則に定めるもののほか、浜北エリア連絡会の運営に関して必要な事項は、浜北エリア連絡会エリア全体会に諮り（書面での確認も含む）、合意を得た上で、決定する。

2 その他必要に応じて、事務局が浜松市障害保健福祉課と協議の上、浜名福祉事業所社会福祉課が定める。

3 浜松市障がい者自立支援協議会 浜松市浜北・天竜エリア連絡会会則は、令和6年3月31日をもって廃止する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

## 浜松市障がい者自立支援協議会 天竜エリア連絡会 会則 (案)

### (目的)

第1条 この会則は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱第2条に規定するエリア連絡会に  
関して必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 浜松市障がい者自立支援協議会 天竜エリア連絡会(以下「天竜エリア連絡会」という。)  
は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱第7条に基づき設置する。

### (組織)

第3条 天竜エリア連絡会は、当事者、民生委員児童委員、障害福祉サービス事業所、相談支援  
専門員(主任相談支援専門員)、教育機関、医療機関、障がい者相談員、社会福祉協議会等、な  
らびに浜松市天竜障がい者相談支援センター(以下「天竜センター」という。)及び天竜福祉事  
業所社会福祉課をもって組織する。

2 天竜エリア連絡会の構成員は、事務局にて選出する。

3 天竜エリア連絡会の組織は、別紙「天竜エリア連絡会組織図」に定める。

### (事務局)

第4条 天竜エリア連絡会に事務局を置く。事務局は、天竜センター及び天竜福祉事業所社会福  
祉課をもって組織する。

### (会議の開催)

第5条 天竜エリア連絡会は、次の会議を開催する。

(1) エリア全体会 年2回以上

(2) エリア事務局会議 月1回

(3) 部会・活動

① 相談支援部会 2ヶ月に1回(奇数月)※浜北エリア連絡会と合同開催

② 地区部会(天竜・龍山・春野・水窪・佐久間) 年1回以上

③ 課題検討部会 随時

④ 啓発活動 随時

2 必要に応じて、第3条の構成員以外の関係者等を前項の会議に出席を求めることができる。

3 会議の開催は、必要に応じて、随時開催できる。

### (会議の構成員)

第6条 各会議の構成員は、別紙「構成員名簿」に定める。

(構成員の任期)

第7条 天竜エリア連絡会構成員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第8条 天竜エリア連絡会の会議の運営は、天竜センターが主となって行う。

(会議の記録)

第9条 天竜エリア連絡会の会議録の作成及びその他記録は、天竜福祉事業所社会福祉課が行う。

(守秘義務)

第10条 天竜エリア連絡会に出席した者は、正当な理由がなく、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。天竜エリア連絡会の職を退いた後も同様とする。

(細目)

第11条 この会則に定めるもののほか、天竜エリア連絡会の運営に関して必要な事項は、天竜エリア連絡会エリア全体会に諮り（書面での確認も含む）、合意を得た上で、決定する。

2 その他必要に応じて、事務局が浜松市障害保健福祉課と協議の上、天竜福祉事業所社会福祉課が定める。

3 浜松市障がい者自立支援協議会 浜松市浜北・天竜エリア連絡会会則は、令和6年3月31日をもって廃止する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

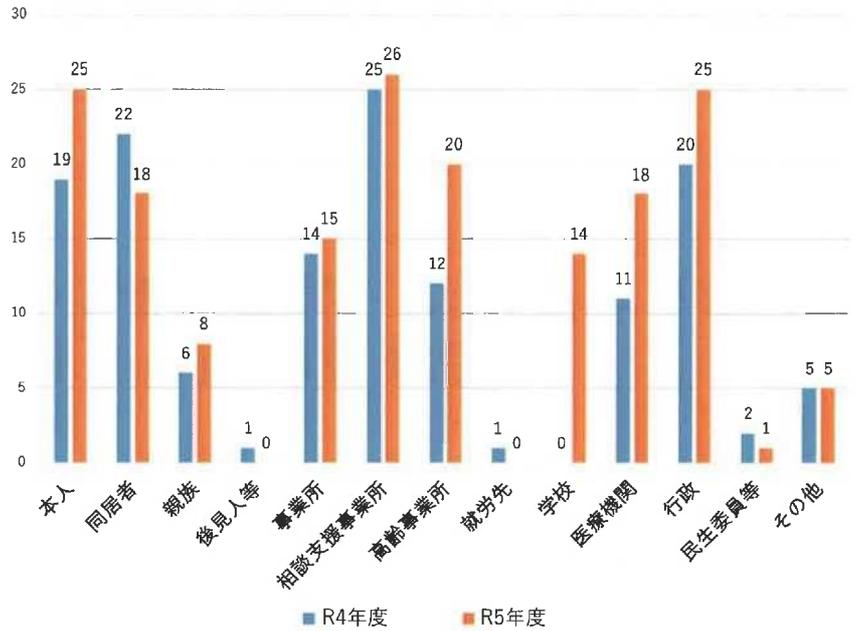
## 令和5年度浜北・天竜障がい者相談支援センター 相談実績報告（作成中）

※一部、件数の合わない箇所があるため今後、修正をしていきます！  
※相談実績のまとめの部分について意見等あれば教えてください！

浜北エリアにおける相談実績報告  
(令和5年度及び令和4年度との比較)

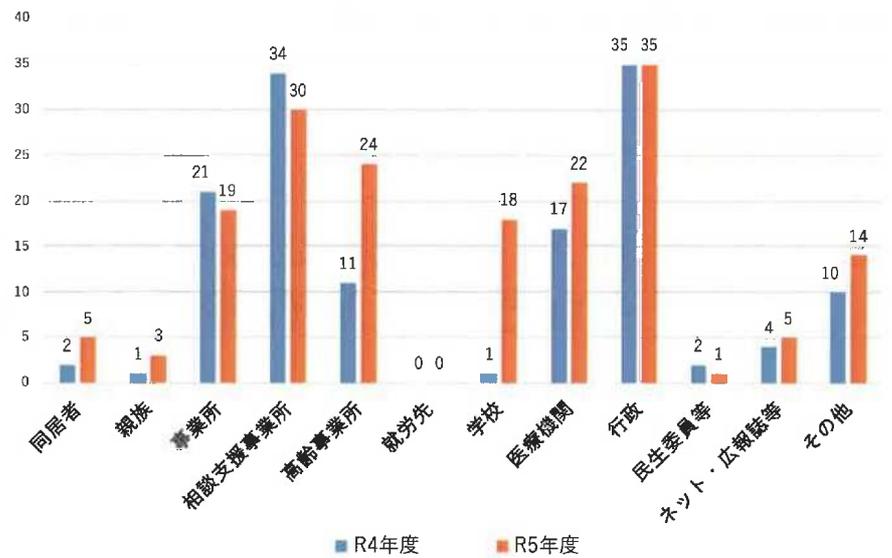
### 相談者別新規件数【浜北エリア】

相談者別新規件数	R4年度	R5年度
本人	19	25
同居者	22	18
親族	6	8
後見人等	1	0
事業所	14	15
相談支援事業所	25	26
高齢事業所	12	20
就労先	1	0
学校	0	14
医療機関	11	18
行政	20	25
民生委員等	2	1
その他	5	5
計	138	176



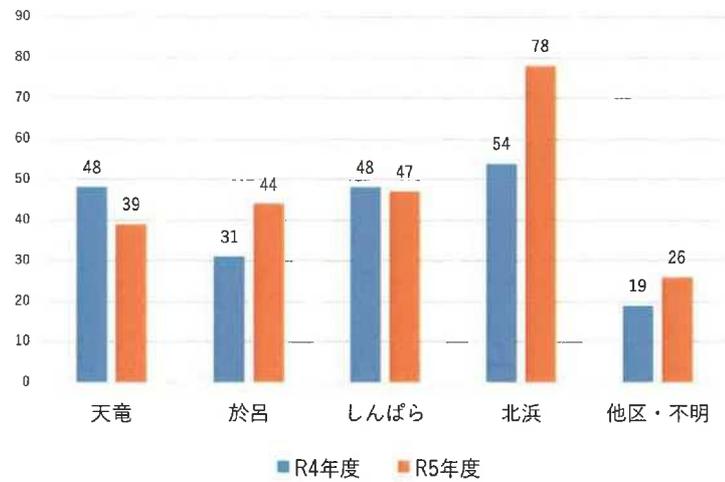
### 相談経路別新規件数【浜北エリア】

相談経路別新規件数	R4年度	R5年度
同居者	2	5
親族	1	3
事業所	21	19
相談支援事業所	34	30
高齢事業所	11	24
就労先	0	0
学校	1	18
医療機関	17	22
行政	35	35
民生委員等	2	1
ネット・広報誌等	4	5
その他	10	14
計	138	176



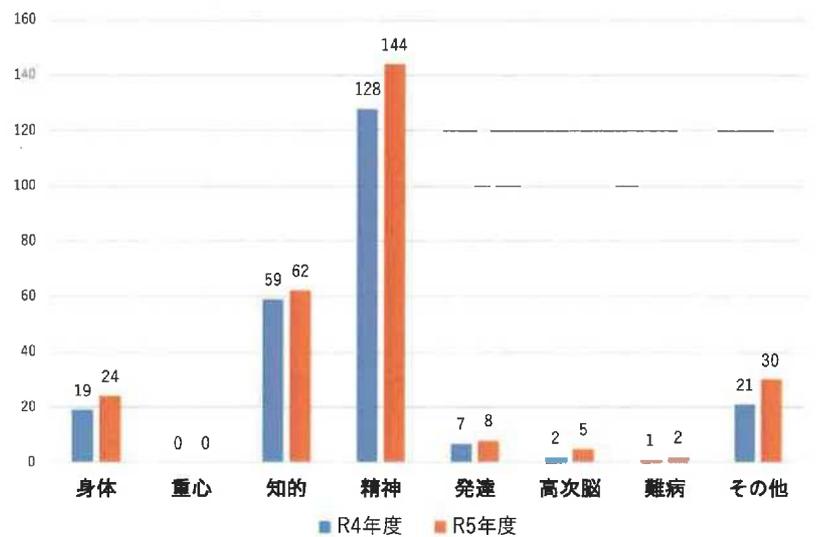
### 圏域新規件数【浜北エリア】

包括圏域	R4年度	R5年度
天竜	48	39
於呂	31	44
しんぱら	48	47
北浜	54	78
他区・不明	19	26
合計	200	234



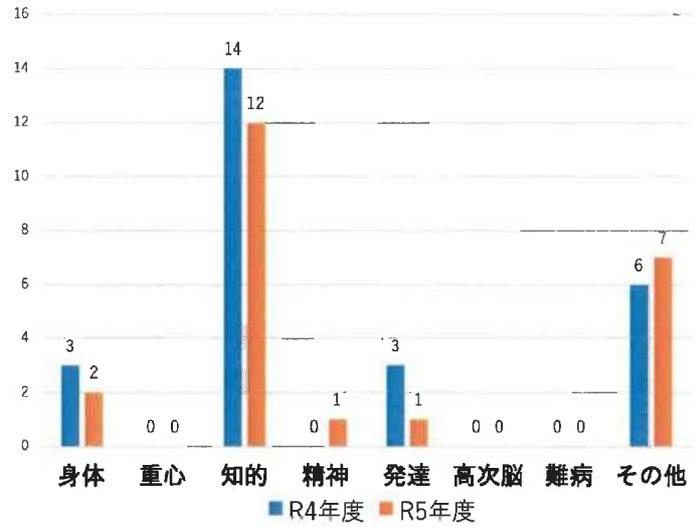
### 相談者実人数（者）【浜北エリア】

相談者実人数（者）	R4年度	R5年度
身体	19	24
重心	0	0
知的	59	62
精神	128	144
発達	7	8
高次脳	2	5
難病	1	2
その他	21	30
計	237	275



### 相談者実人数（児）【浜北エリア】

相談者実人数（児）	R4年度	R5年度
身体	3	2
重心	0	0
知的	14	12
精神	0	1
発達	3	1
高次脳	0	0
難病	0	0
その他	6	7
計	26	23



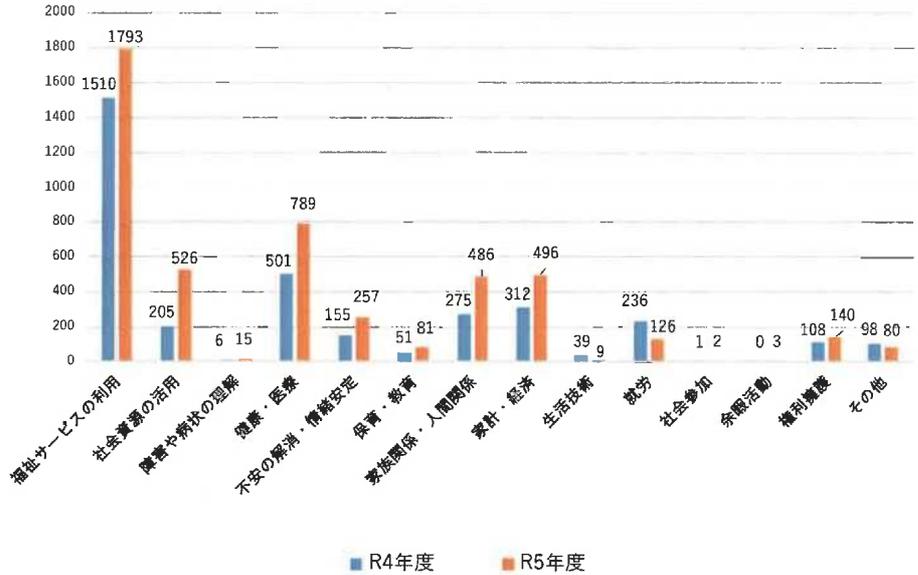
### 支援方法別件数【浜北エリア】

支援方法別件数	R4年度	R5年度
訪問	331	500
来所相談	221	229
同行	129	188
電話相談	870	1314
電子メール	97	212
個別ケア会議	40	63
関係機関	1775	2922
その他	34	69
計	3497	5497



相談内容別件数【浜北エリア】

相談内容別件数	R4年度	R5年度
福祉サービスの利用	1510	1793
社会資源の活用	205	526
障害や病状の理解	6	15
健康・医療	501	789
不安の解消・情緒安定	155	257
保育・教育	51	81
家族関係・人間関係	275	486
家計・経済	312	496
生活技術	39	9
就労	236	126
社会参加	1	2
余暇活動	0	3
権利擁護	108	140
その他	98	80
計	3497	4803



福祉サービスの利用に関する件数の内訳【浜北エリア】

支援方法別件数	R4年度	R5年度
居宅介護・重度訪問介護	115	89
行動援護・同行援護	8	0
生活介護	38	48
短期入所	35	39
重度障害者等包括支援	1	0
自立訓練（機能訓練）	0	5
自立訓練（生活介護）	14	3
就労移行支援	188	171
就労継続支援A型	257	444
就労継続支援B型	251	177
就労定着支援	2	3
自立生活援助	0	0
共同生活援助	139	218
障害者支援施設	3	13
児童発達支援	29	1
放課後等デイ	30	37
日中一時支援	3	25
地活	34	55
移動支援事業	23	19
手帳	43	77
補装具等	27	14
その他	270	355
計	1510	1793

## **浜北エリア**における相談実績に対するまとめ

### **○新規ケースの増加！**

- ・特に学校からの問合せや新規介入の件数が大幅に増加！（理由を記載・・・）
- ・新規ケース及び相談件数については、北浜圏域が最も多い数値となっています。今年度は相談体制も変わり、2名を地区担当として配置し対応を実施していきます。

### **○行政、高齢事業所、医療機関からの問い合わせも多い！**

- ・相談者のみならず親族に対しての複合的な支援が必要なケースも多く、互いに介入依頼をさせていただくケースも増えています。

### **○訪問件数の増加！**

- ・不安の傾聴、情緒安定に関する相談など様々な支援を実施してありますが、関係性を築く事や家庭内（世帯）の状況を把握する上でアウトリーチ支援は重要と考えております。今後も積極的なアウトリーチ支援を実施していきたいと思っております。

### **○メールを活用しての相談対応も多くなっている！**

- ・直接、顔を合わさなくとも、不安な事を伺ったり、確認等を行っています。大事な相談支援のツールの一つにもなっています。

## **浜北エリア**における相談実績に対するまとめ

### **○関係機関とのやりとり（連携）も大幅に増加！**

- ・新規件数の時にも触れましたが、相談支援においてはチーム支援が重要となっております。そのため、相談支援の動きについては都度、関係機関と共有したりしています。共有方法も電話のみならず、メールを積極的に活用しております。業務の合間にお互いに連絡が上手く取り合えないことも多々あります。メールであれば必ず目を通しますし、また、内容についても漏れがなく伝える事も可能です。

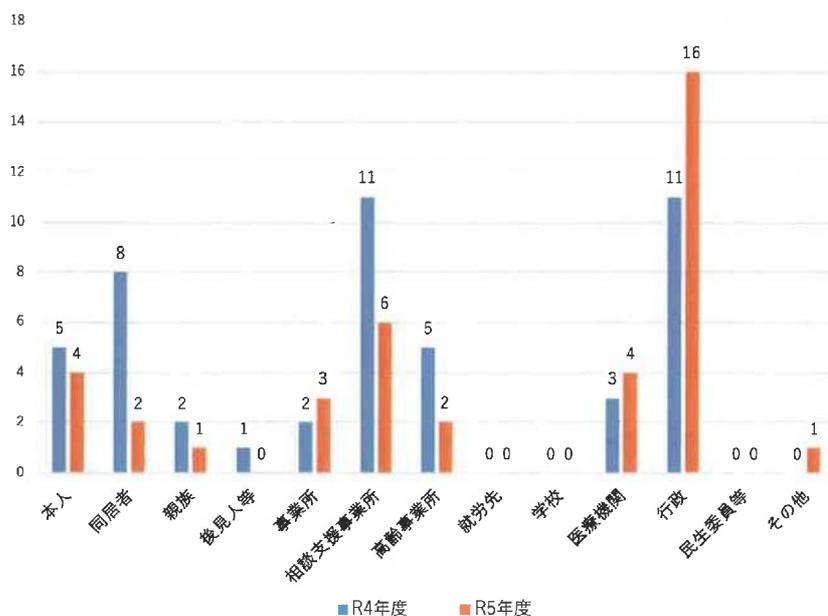
### **○福祉サービスの利用に関する相談が件数としては最も多い！**

- ・令和2年度にセンター化されて以降、福祉サービスに関する相談は件数としては最も多い相談内容となっております。サービス内容で見ると、就労系（就労移行支援、就労継続支援）が多く、次いで共同生活援助（グループホーム）に関する相談が多くなっております。具体的な親亡きを見据えた生活の場の調整、精神科病院からの地域移行が挙げられます。

## 天竜エリアにおける相談実績報告 (令和5年度及び令和4年度との比較)

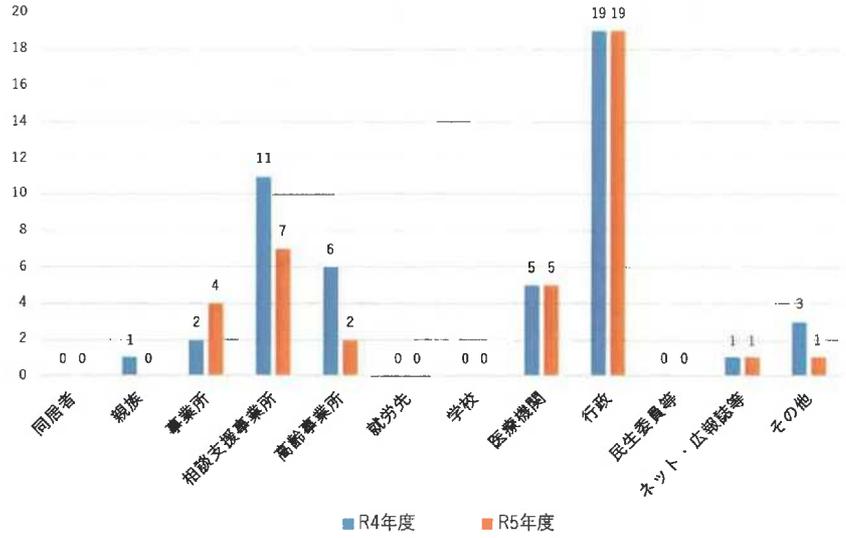
相談者別新規件数【天竜エリア】

相談者別新規件数	R4年度	R5年度
本人	5	4
同居者	8	2
親族	2	1
後見人等	1	0
事業所	2	3
相談支援事業所	11	6
高齢事業所	5	2
就労先	0	0
学校	0	0
医療機関	3	4
行政	11	16
民生委員等	0	0
その他	0	1
計	48	39



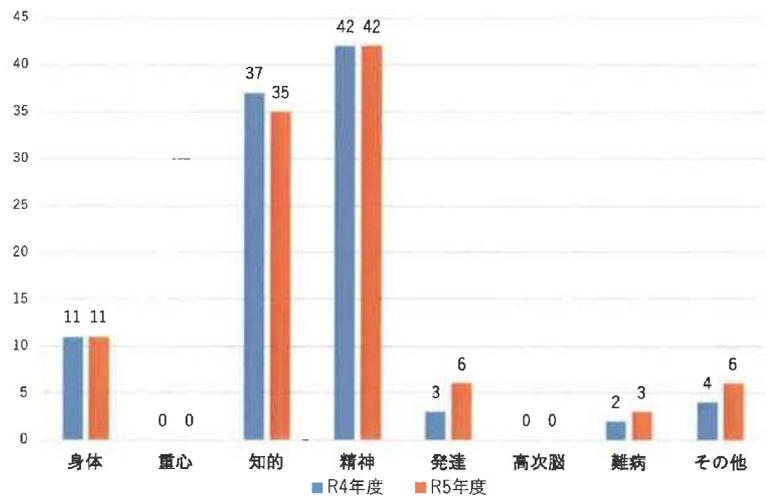
### 相談経路別件数【天竜エリア】

相談経路別新規件数	R4年度	R5年度
同居者	0	0
親族	1	0
事業所	2	4
相談支援事業所	11	7
高齢事業所	6	2
就労先	0	0
学校	0	0
医療機関	5	5
行政	19	19
民生委員等	0	0
ネット・広報誌等	1	1
その他	3	1
計	48	39



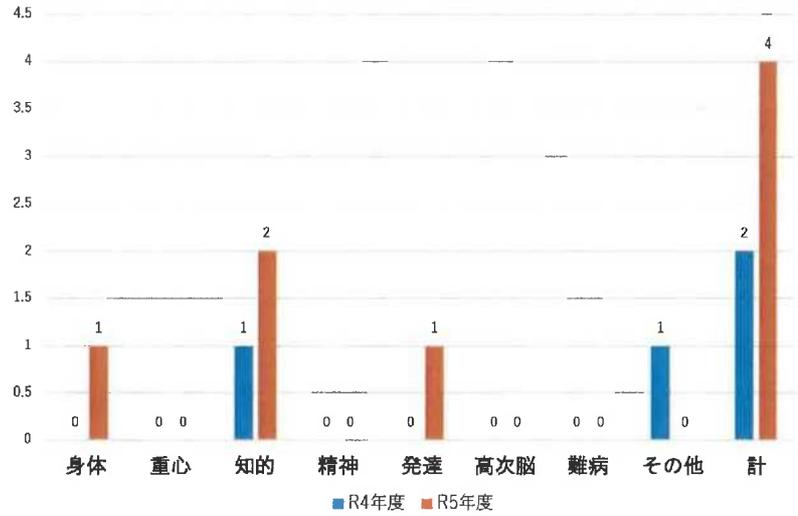
### 相談者実人数（者）【天竜エリア】

相談者実人数（者）	R4年度	R5年度
身体	11	11
重心	0	0
知的	37	35
精神	42	42
発達	3	6
高次脳	0	0
難病	2	3
その他	4	6
計	99	103



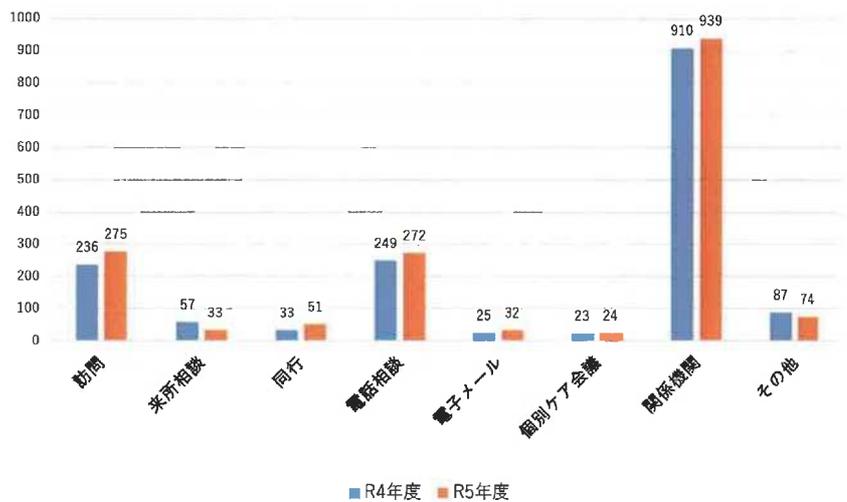
### 相談者実人数（児）【天竜エリア】

相談者実人数（児）	R4年度	R5年度
身体	0	1
重心	0	0
知的	1	2
精神	0	0
発達	0	1
高次脳	0	0
難病	0	0
その他	1	0
計	2	4



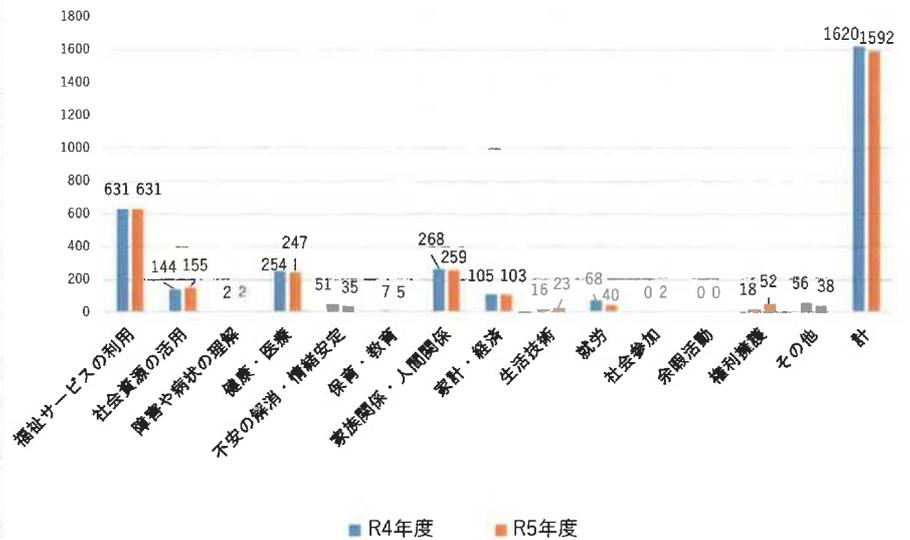
### 支援方法別【天竜エリア】

支援方法別件数	R4年度	R5年度
訪問	236	275
来所相談	57	33
同行	33	51
電話相談	249	272
電子メール	25	32
個別ケア会議	23	24
関係機関	910	939
その他	87	74
計	1620	1700



### 相談内容別件数【天竜エリア】

相談内容別件数	R4年度	R5年度
福祉サービスの利用	631	631
社会資源の活用	144	155
障害や病状の理解	2	2
健康・医療	254	247
不安の解消・情緒安定	51	35
保育・教育	7	5
家族関係・人間関係	268	259
家計・経済	105	103
生活技術	16	23
就労	68	40
社会参加	0	2
余暇活動	0	0
権利擁護	18	52
その他	56	38
計	1620	1592



### 福祉サービスの利用に関する件数の内訳【天竜エリア】

支援方法別件数	R4年度	R5年度
居宅介護・重度訪問介護	68	43
行動援護・同行援護	7	8
生活介護	3	26
短期入所	133	86
重度障害者等包括支援	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活介護）	0	1
就労移行支援	90	45
就労継続支援A型	57	115
就労継続支援B型	8	31
就労定着支援	0	1
自立生活援助	0	0
共同生活援助	137	126
障害者支援施設	4	10
児童発達支援	0	0
放課後等デイ	0	0
日中一時支援	1	1
地活	23	34
移動支援事業	0	0
手帳	5	27
補装具等	24	32
その他	71	45
計	631	631

## **天竜エリア**における相談実績に対するまとめ

### **○行政からの新規相談件数の増加！**

- ・具体的な事例の一つとしましては、長寿保険課（障害年金担当職員）からの相談介入もあり、障害年金に係る申請の支援、その後の生活面での相談支援を実施しました。昨年度までは、行政から離れた場所（天竜区外）にセンターを構えていた状況でしたが、行政との連携は十分に図れていたと感じます。今年度は天竜保健福祉センターにセンターを構えておりますので、行政に限らず他機関との連携もより強化できるようにしていきます。

### **○訪問や電話対応の増加！**

- ・全体の相談件数も増加しております。旧浜北区同様に訪問支援は多く、電話対応も多くなっております。天竜区の地域性（移動距離などの課題）もあり、すぐに駆けつけられない状況もあったため、電話による相談支援も実施。そのため件数も増えております。

## **天竜エリア**における相談実績に対するまとめ

### **○関係機関との連携について！**

- ・訪問をした際、その場で各関係機関へ出向き進捗の報告をしたり、会議等への参加を通して、その場で進捗の報告をするなど、各関係機関への共有も工夫してきました。日々の相談支援においてはチーム支援が重要となっております。今後も関係機関との連携は積極的に行っていきます。

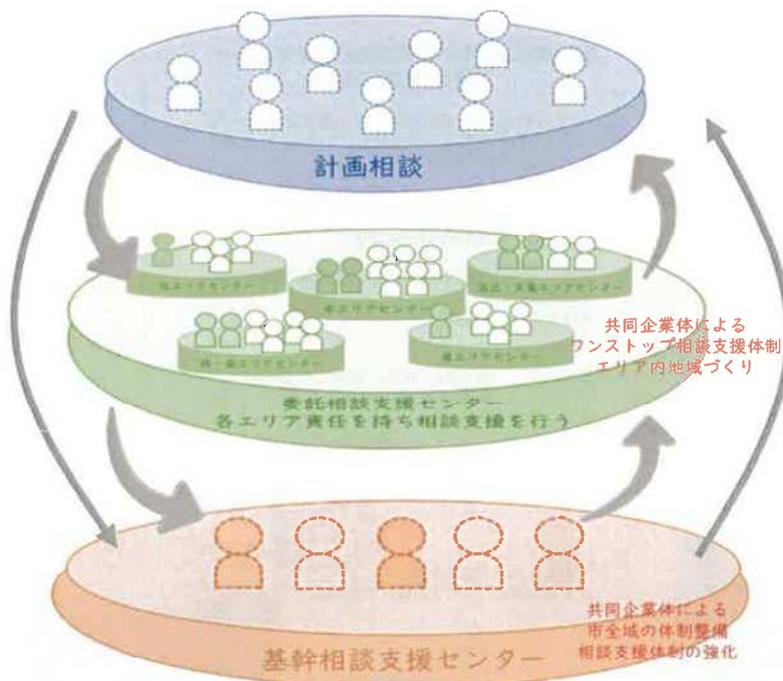
### **○福祉サービスの利用に関する相談が件数としては最も多い！**

- ・令和2年度にセンター化されて以降、福祉サービスに関する相談は件数としては最も多い相談内容となっております。サービス内容で見ると、共同生活援助（グループホーム）に関する相談が最も多くなっております。親亡き後の生活、8050問題など理由は様々です。天竜区内にグループホームは少なく、他区に所在するグループホームを調整する事もありました。
- ・天竜区内は福祉サービス等の社会資源が乏しい地域となっております。他サービスについても同様に天竜区外の事業所を調整するケースも多くあります。一方で住み慣れた地域で安心して生活をした方もいらっしゃるため、今ある社会資源を活用しつつ、在宅で安心して生活が送れるような支援体制の構築も引き続き考えていきます。皆様方のご協力もよろしくお願い致します。



## (2) 浜松市障がい児者分野における重層的な相談支援体制について

浜松市の障がい児者分野における重層的な相談支援体制



### 計画相談：「私の相談員」（第1層）

障害福祉サービスを含めた、本人の希望する生活を実現するための機能。

※障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用支援計画の作成（ケアプラン）とそれに伴う相談支援を行う。（高齢者分野でいうケアマネ）

### 委託相談：「我が街の相談員」（第2層）

地域にとってより身近な相談員。集まった地域ニーズからより良い街にするために、地域づくりへつなげる機能。

※市から委託を受け、何でも相談を行う機能。サービス利用前やサービスを利用しない方への介入支援などを中心として行う。（高齢者でいう地域包括支援センター）

### 基幹相談：「相談員の相談員」（第3層）

様々な活動を点から線、線から面にして体制づくりを行う。支援者の力を引き出す機能。

※相談支援体制の強化・障がい者支援体制・仕組みの構築

**令和6年4月1日より、浜松市障がい者相談支援センター  
の体制は再編されました！**

○現「5センター」+シグナル ⇒ 再編後「7センター」

※旧区（7区）ごとにセンターが設置されます。これまでの広域な圏域ではなく、圏域を旧区ごとに設けることにより、今まで以上に身近に相談に応じられ、エリア内の支援に責任を持つことを狙いとしております。

センター名 (浜松市〇〇障がい者相談支援センター)	場所	相談員数	受託法人
中センター	和合せいれいの里	8名	聖隷福祉事業団・小羊学園 E-JAN (遠州精神保健福祉をすすめる市民の会)
東センター	東行政センター	4名	至空会・天竜厚生会
西センター	西行政センター	4名	昴会・和光会・ひかりの園
南センター	南行政センター	3名	好生会・復泉会・菊水光明会
北センター	北行政センター	3名	小羊学園・聖隷福祉事業団
浜北センター	浜北保健センター	4名	天竜厚生会・みどりの樹 至空会・浜松市社会福祉事業団
天竜センター	天竜保健福祉センター	2名	天竜厚生会・みどりの樹

3

浜松市浜北障がい者相談支援センター  
開設のお知らせ

これまで浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センターは旧浜北区および天竜区を対象に運営してまいりましたが、このたび下記のように変更となります。

記

- 開設日時 2024年4月1日より
- 名称 浜松市浜北障がい者相談支援センター
- 対象エリア 浜名区旧浜北エリア
- 場所 浜松市浜名区平口1604-1 浜北保健センター1階
- 連絡先  
TEL 053-587-1010  
FAX 053-587-1015
- 受託法人  
社会福祉法人 天竜厚生会  
社会福祉法人 みどりの樹  
医療法人社団 至空会  
社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団




浜北保健センター

浜松市天竜障がい者相談支援センター  
開設のお知らせ

これまで浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センターは旧浜北区および天竜区を対象に運営してまいりましたが、このたび下記のように変更となります。

記

- 開設日時 2024年4月1日より
- 名称 浜松市天竜障がい者相談支援センター
- 対象エリア 天竜区
- 場所 浜松市天竜区二俣町二俣530-18 天竜保健福祉センター内2階
- 連絡先  
TEL 053-589-5500  
FAX 053-925-7011
- 受託法人  
社会福祉法人 天竜厚生会  
社会福祉法人 みどりの樹




天竜保健福祉センター

4

(3) 浜松市障がい者自立支援協議会  
(浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会)  
について  
(作成中)

お伝えしたいポイント！

- ①浜松市障がい者自立支援協議会とは
- ②エリア連絡会とは
- ③今後のエリア連絡会（浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会）  
の今後の取り組みについて

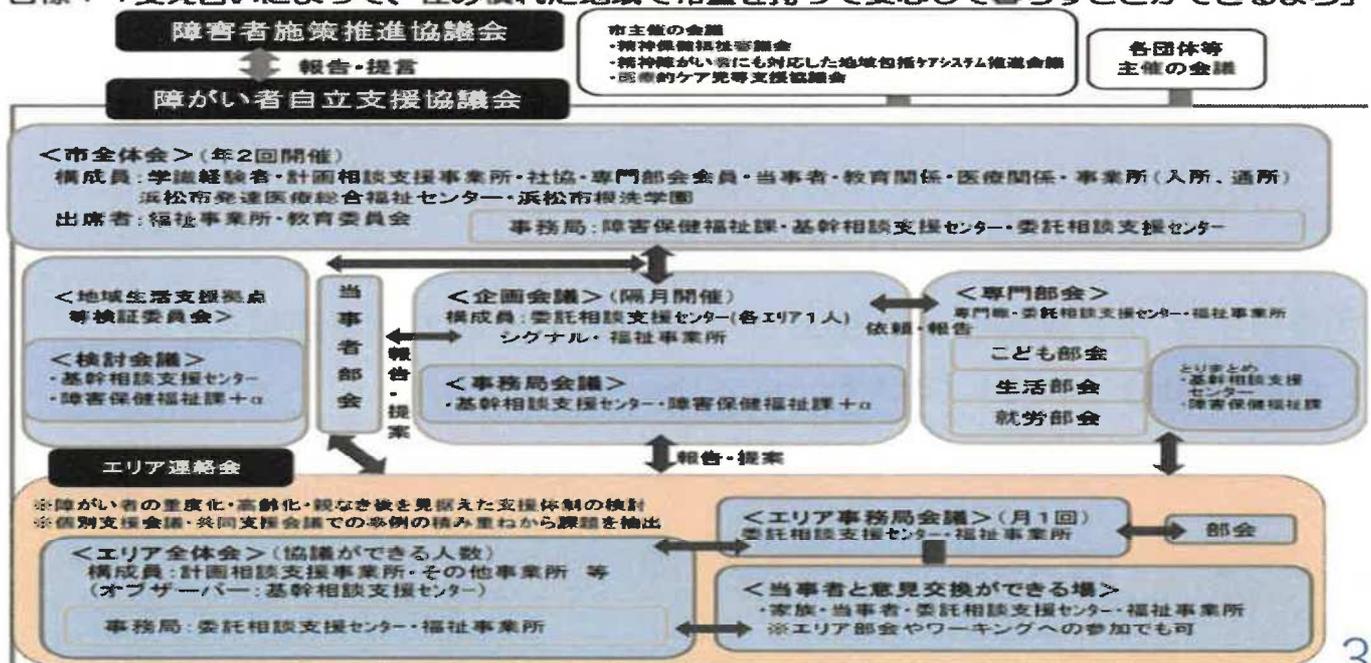
# ①浜松市障がい者自立支援協議会とは

## 浜松市障がい者自立支援協議会 組織図

浜松市HPより出典

### 浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連携を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する整備について情報を共有し、関係機関等の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

浜松市障がい者自立支援協議会は「市全体会」、「地域生活支援拠点等検証委員会」、「当事者部会」、「企画会議」、「専門部会」、「エリア連絡会」の総称で、障害者総合支援法で定められている「協議会」として位置付けている。

浜松市HPより一部抜粋

## 4

### (1) 市全体会

構成員	概要	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>①学識経験者</li> <li>②特定相談支援事業所相談員</li> <li>③浜松市社会福祉協議会</li> <li>④専門部会会員</li> <li>⑤当事者またはその家族</li> <li>⑥教育関係</li> <li>⑦医療機関</li> <li>⑧事業所（入所・通所）</li> <li>⑨浜松市施設（浜松市根洗学園・浜松市発達医療総合福祉センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、教育、医療及び当事者等の代表による会議で、エリア連絡会から抽出された地域課題の解決に向けた協議や専門部会、当事者部会からの意見や提案等について協議を行う。協議内の各会議から報告等された内容についての協議の結果、市へ提言することになった場合は、市への提言書を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害保健福祉課</li> <li>・基幹相談支援センター</li> <li>・障がい者相談支援センター (参加：社会福祉課及び教育委員会)</li> </ul>

### (2) 地域生活支援拠点等検証委員会

構成員	概要	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害福祉に関し幅広く経験をされている方を選出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に改正された『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針』における『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標』として、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、機能検証を行う場。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害保健福祉課</li> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>

## 5

### (3) 当事者部会

構成団体	概要	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>①アクティブ</li> <li>②天竜川地域精神保健福祉会 若杉会</li> <li>③特定非営利活動法人 浜松市身体障害者福祉協議会</li> <li>④特定非営利活動法人 浜松地区精神保健福祉会 明生会</li> <li>⑤浜松市浜松手をつなぐ育成会</li> <li>⑥浜松市視覚障害者福祉協会</li> <li>⑦浜松地区肢体不自由児親の会</li> <li>⑧浜松浜北手をつなぐ育成会</li> <li>⑨浜松ろうあ協会</li> <li>⑩福祉を考える会</li> <li>⑪在宅医療ケアのある子を持つ親の会（そうさんの会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者又はその家族との意見交換の場で、エリア連絡会で抽出された課題に関する意見交換や市施策に関する提案等をいただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害保健福祉課</li> </ul>

### (4) 企画会議

構成員	概要	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい者相談支援センター (※各相談圏域1名)</li> <li>②社会福祉課 (※各旧区1名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア連絡会からあげられた地域課題の整理や社会資源の改善、困難事例についての協議等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害保健福祉課</li> <li>・基幹障がい者相談支援センター</li> </ul>

6

### (5) 専門部会

集約	概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害保健福祉課</li> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な見地からの連携及び支援体制についての調査、研究を行う場として、『こども部会』、『生活部会』、『就労部会』の3つの部会を設置とし、各部会には課題に対応したワーキングを設置する。ワーキングは、課題、目標、スケジュールを設定し取り組む。各部会の活動は定期的に必要な会議等へ報告する。</li> </ul>

こども部会	生活部会	就労部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童アセスメントツール</li> <li>・18歳以降の支援</li> <li>・かけはしシート</li> <li>・障害児強度行動障害について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災（個別支援計画）</li> <li>・強度行動障害者支援</li> <li>・モニタリング検証</li> <li>・余暇支援</li> <li>・委託相談評価</li> <li>・サポートプラン</li> <li>・虐待対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労アセスメント検証</li> <li>・就労選択支援の新設に伴う検証</li> </ul>

7

## ②エリア連絡会とは

8

先程、浜松市障がい者自立支援協議会の説明でも触れましたが、

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連携を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する整備について情報を共有し、関係機関等の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

浜松市障がい者自立支援協議会は「市全体会」、「企画会議」、「当事者部会」、「専門部会」、「エリア連絡会」の総称で、障害者総合支援法で定められている「協議会」として位置付けている。

エリア連絡会は浜松市障がい者自立支援協議会として位置づけられている。

浜松市HPより一部抜粋

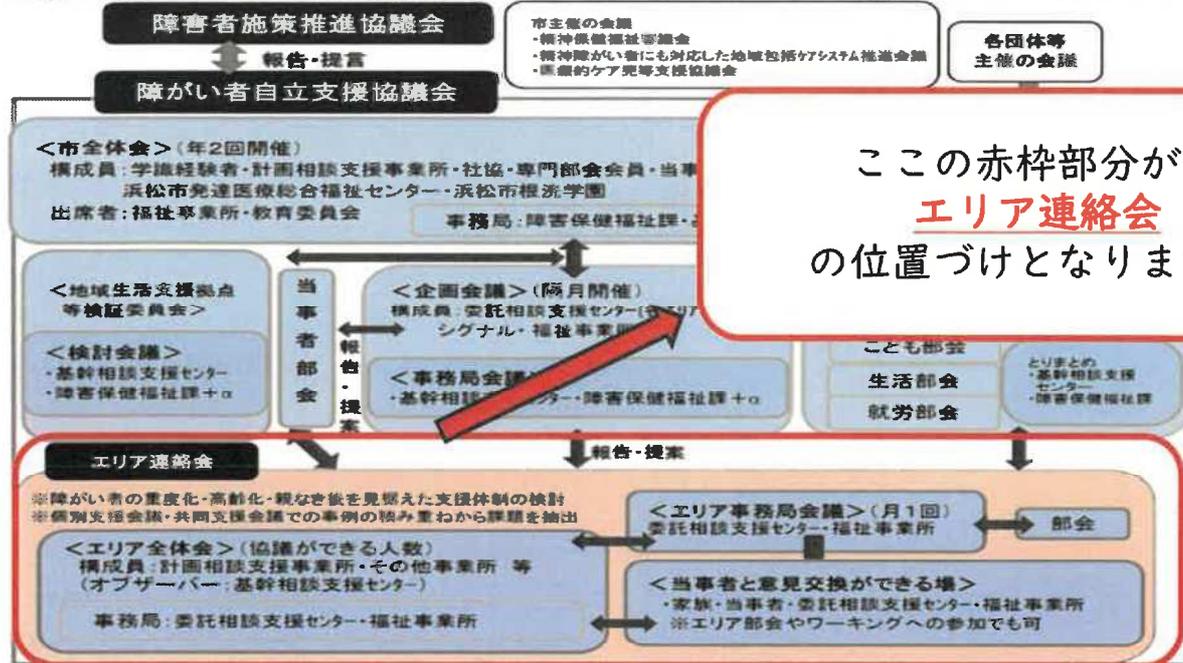
9

## 浜松市障がい者自立支援協議会 組織図

浜松市HPより出典

### 浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



10

③今後のエリア連絡会  
(浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会)  
の今後の取り組みについて

11

エリア連絡会の活動について（今年度の方向性）  
※別紙1をご覧ください

浜松市障がい者自立支援協議会（障害保健福祉課）より示された『令和6年度 エリア連絡会の活動について』に則り、今年度の浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会を開催していきます。

<ポイント！>

1. 今年度はエリア連絡会の**体制を見つめ直す期間**
2. より身近な地域での支援体制整備及び地域課題の抽出ができるよう活動内容や体制の見直しを図る。これまでの活動の継続性を考慮しつつ、**構成員との協働で見直し**を進めていく。
3. 事務局会議等を**隣接するエリアと共同で実施**するなど、柔軟な対応も可能となっている。

12

これまで、浜北・天竜エリア連絡会として運営、開催してきましたが、今回の障がい者相談支援センターの再編に伴い、一部を除いては『**浜北エリア連絡会**』と『**天竜エリア連絡会**』それぞれのエリアごとに開催をしていく運びとなりました。  
組織図と会則も併せてご覧ください



浜北ネットワーク部会



地区部会（佐久間地区）

13

令和6年度 会議・部会・活動の方向性

会議・部会・活動名	今後の取り組み
エリア全体会 (浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア連絡会における部会や活動について報告をしつつ、運営等について助言をいただく。</li> <li>・専門部会等、全市的な動きについても共有を図りつつ、エリアとしてできる事を検討していく。</li> <li>・個別の課題や地域課題の解決に向けた協議を行っていく。 (困難事例の協議を含む)</li> <li>・日中サービス支援型グループホーム評価の実施。 (令和6年4月時点では浜北エリア連絡会のみ)</li> </ul>
課題検討部会 (浜北エリア連絡会 / 天竜エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援部会等で解決しきれない課題について、協議すべきと判断された地域課題に対して協議を行う場。</li> <li>・専門部会からの課題を専門的知識・実践のある人たちで組織し解決に向けて議論する。</li> </ul>
相談支援部会 (浜北エリア連絡会と天竜エリア連絡会の合同開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会や日々のケースワークにて支援に困っているケースを共有しつつ、サービスや社会資源等を検討していく。</li> <li>・解決しきれない課題については、課題検討会にて検討も実施。</li> <li>・事例検討会については、『①事例提供者、②進行者、③板書者』をそれぞれの機関に担っていただき、ファシリテーション力を含めた相談員のスキルアップに繋げるとともに、それらのスキルを各機関に持ち帰った際、各事業所で行われる事例検討等に活かしていけるようしていきたい。</li> </ul>

令和6年度 会議・部会・活動の方向性

会議・部会・活動名	今後の取り組み
浜北ネットワーク部会 (浜北エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧浜北区管内関係機関同士の横の繋がりを作る。</li> <li>・情報共有や意見交換会、勉強会を通じて支援者自身のスキルアップに繋げていく。</li> <li>・浜松市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の活動状況について把握をしていただく機会。</li> </ul>
地区部会 (天竜エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区において、関係者が集いつつ関係者同士の繋がりを作る。</li> <li>・情報共有や意見交換会、勉強会を通じて支援者自身のスキルアップに繋げていく。</li> <li>・浜松市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の活動状況について把握をしていただく機会。</li> </ul>
啓発活動 (浜北エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方への地域住民の理解促進や障がいのある方への社会参加の機会。</li> <li>&lt;具体的な取り組み&gt;</li> <li>・浜北ふれあい広場への参加</li> <li>・金融機関、区役所等での作品展示</li> </ul>
啓発活動 (天竜エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方への地域住民の理解促進や障がいのある方への社会参加の機会。</li> <li>&lt;具体的な取り組み&gt;</li> <li>・障害者週間での啓発活動</li> <li>・地域で開催されるイベント等に参加</li> </ul>

## 議事

(1) 浜北エリア連絡会、天竜エリア連絡会  
今後の活動の方向性について

## &lt;論点&gt; 構成員の皆様へご意見を伺いたい点

## ◆ 浜北ネットワーク部会（浜北エリア連絡会）

会議・部会・活動名	今後の取り組み
浜北ネットワーク部会 (浜北エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧浜北区管内関係機関同士の横の繋がりを作る。</li> <li>・情報共有や意見交換会、勉強会を通じて支援者自身のスキルアップに繋げていく。</li> <li>・浜松市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の活動状況について把握をしていただく機会。</li> </ul>

## &lt;具体的な取り組みの検討事項&gt;

事業所全体で開催する全体会と分科会（市障がい者自立支援協議会専門部会に合わせて、こども・生活・就労の枠組みを想定）のような形で分野ごとの情報共有や情報交換の場の機会についても考えております。

目的としては、市障がい者自立支援協議会とエリア連絡会の各動きを共有しつつ、連動性を図れればとの想いです。

## <論点> 構成員の皆様へご意見を伺いたい点

### ◆地区部会（天竜エリア部会）

会議・部会・活動名	今後の取り組み
地区部会 (天竜エリア連絡会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区において、関係者が集いつつ関係者同士の繋がりを作る。</li> <li>・情報共有や意見交換会、勉強会を通じて支援者自身のスキルアップに繋げていく。</li> <li>・浜松市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の活動状況について把握をしていただく機会。</li> </ul>

#### <具体的な取り組みの提案事項>

- ①天竜・龍山、佐久間、水窪、春野の各地区において、地域の関係者が気軽に相談ができる場を提供し、顔の見える関係から相談できる関係への促進を図ります。
- ②地域支援者の勉強会・スキルアップを目的とし、「地域の良いところ苦手なところを知る!」「それぞれの機関の役割を知る!」等のグループワークの実施を検討します。

2

## <論点> 構成員の皆様へご意見を伺いたい点

### ◆啓発活動（浜北エリア / 天竜エリア）

会議・部会・活動名	今後の取り組み
啓発活動（浜北エリア連絡会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方への地域住民の理解促進や障がいのある方への社会参加の機会。</li> <li>&lt;具体的な取り組み&gt;</li> <li>・浜北ふれあい広場への参加</li> <li>・金融機関、区役所等での作品展示</li> </ul>
啓発活動（天竜エリア連絡会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方への地域住民の理解促進や障がいのある方への社会参加の機会。</li> <li>&lt;具体的な取り組み&gt;</li> <li>・障害者週間での啓発活動</li> <li>・地域で開催されるイベント等に参加</li> </ul>

#### <具体的な取り組みの提案事項>

これまでの取り組み（授産品等の展示、天竜厚生会まつりや浜北ふれあい広場への参加等）は継続しつつ、当事者参加型の啓発活動についても検討していきたいと考えております。今後も既存の催し物等を活用しつつ、啓発活動の機会について検討できればと思います。

3

構成員の皆様ならびに傍聴の皆様、本日はありがとうございました。

今後も、障がい者相談支援センター事業にご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます



## 令和6年度 エリア連絡会の活動について

浜松市障がい者自立支援協議会

## 1. 概要

エリアの再編に伴い圏域に変化が生じるエリアがある等の背景を踏まえ、エリア連絡会においても活動内容や体制について見直しを図る必要がある。第4次障害福祉計画にある「より身近な地域での支援体制整備」を進めるため、令和6年度をエリア連絡会の体制を見直す期間として各エリアで取り組んでいく。

## 2. 背景

浜松市における障がい者相談支援事業については、相談員や地域の関係者から、圏域が広域となり身近な相談になっていないとの意見があり、令和6年度 支援体制の見直しを図り8センター体制（1基幹相談支援センター、7相談支援センター）とした。

また、第4次障害者計画では「障がいのある人に対する支援体制の整備等の協議を行う障がい者自立支援協議会について、各相談圏域に設置したエリア連絡会で協議を行うことで、身近な地域での支援体制整備に努めます。」とされ、各エリア連絡会においては身近な地域での体制整備を推進していくことが求められている。

## 3. 内容

各エリア連絡会において、より身近な地域での支援体制整備及び地域課題の抽出ができるよう活動内容や体制の見直しを図る。これまでの活動の継続性を考慮しつつ、構成員と協働で見直しを進めていく。

## 《活動内容の例》

- ・ 事務局会議等を隣接エリアと共同で開催する等、柔軟に展開を図りエリア連絡会の体制を協議する。
- ・ エリアの地域診断等を実施し、エリアに不足している社会資源をどのように考えるかを踏まえ、隣接エリアとの連携等を検討する。
- ・ エリア連絡会のあり方に関する協議の場をエリア連絡会に位置付け、構成員と協働で検討することで地域の実情に合わせた部会を設置し、次年度に新体制をスタートする。
- ・ エリアの規模や特性から圏域をどのように捉えるかについて協議し、体制整備を進める。

## 《年間スケジュール》

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア周知	→				企画会議共有	→				企画会議共有	
	エリア活動					エリア活動					



N 4

⇒ 駐車場誘導係

天竜厚生会 法人本部

駐車場

駐車場 (旧体育会跡地駐車場)



天竜厚生会 みのり

天竜厚生会 フクシ  
クリーニングセンター

フクシクリーニング  
センター

研修センター 裏口

※裏口からでも入れます



翠松苑

特別養護老人  
ホーム 翠松苑

天竜厚生会 研修センター

研修センター (会場)



天竜ワークキャンパス

兵名



令和6年度 第1回 浜北エリア・天竜エリア合同全体会  
傍聴申込名簿

※事務局のみ配布

<会場参加>

	所 属	氏名	備考
1	天竜厚生会 赤石寮	大軒 優一	
2	浜松市社会福祉協議会 天竜地区センター	伊藤 学	
3	天竜厚生会 地域福祉課	大石 直弘	
4	ソーシャルインクルーホーム 浜松新原	高塚 大生	
5	相談支援センターだんだん	岸 直樹	
6	地域包括支援センター北遠中央	鈴木 三枝子	
7	天竜厚生会 天竜ワークキャンパス	永井 稜磨	
8	放課後等デイサービス ハピネスジュニア	早田 望	
9	放課後等デイサービス ハピネスジュニア	東 亮	
10	社会福祉法人みどりの樹	海野 洋一郎	
11	生活介護事業所まつぼっくり	加藤 奈穂子	
12	天竜厚生会グループホーム	鈴木 康利	



令和6年度 第1回 浜北エリア・天竜エリア合同全体会  
傍聴申込名簿

※事務局のみ配布

<Zoom参加>

	所 属	氏名	備考
1	天竜厚生会 訪問看護ステーション	渡邊 一貴	
2	社会福祉法人みどりの樹 多機能事業所ループ奏	嶋野 安祐子	
3	支援センターわかぎ	濱田 裕子	
4	浜松市浜北障害者生活介護施設 光の園	渡邊 佐都美	
5	浜松市発達医療総合福祉センター 福 祉センター	堀内 剛	
6	こぼんはうすさくら浜北教室	山梨 愛	
7	相談支援事業所シグナル	尾関 ゆかり	15時までの参加
8	相談支援事業所シグナル	宮司 登志江	
9	浜松市社会福祉事業団 事務局長	島 和之	
10	相談支援事業所ぼるた	山下 真緒	
11	相談支援事業所ぼるた	松岡 淳	
12	Growup浜北道本	小栗 由佳	
13	相談支援事業所きずな	川合 里美	
14	相談支援事業所きずな	大畑 千亜紀	
15	相談支援事業所きずな	山下 彩見	
16	相談支援事業所きずな	百鬼 一輝	
17	相談支援事業所きずな	杉浦 太朗	
18	多機能事業所ループライム	稲松 美緒	

